

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第12号	
事故等名	衝突	
発生日時	平成22年1月13日 07時30分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 尾道灯台から真方位243°840m付近 (概位 北緯34°23.9′ 東経133°11.2′)	
事故等調査の経過	平成22年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{かいよう} 開洋、93トン 126343、株式会社オーシャントレーディング B 台船 ^{はるか} 遠、3,097トン なし、宗田造船株式会社 C 引船 ^{こうづん} 第三十五向運丸、19トン 273-9683広島、向島運送株式会社 D 台船 ^{エムケー} MK-102、667トン なし、向島運送株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） C 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A：なし B：右舷船尾部に凹損 C：なし D：船尾中央に凹損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船体ブロックを積載したB船を約50mの索でえい航して尾道水道を東進し、同水道北側の新浜岸壁に右舷着けで着岸するため低速力で左回頭中、C船は、船長Cが1人で乗り組み、船首を東に向けて錨泊中のD船に係留中、平成22年1月13日07時30分ごろ、B船の右舷船尾部とD船の船尾中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約2ノット	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、尾道水道においてB船をえい航して左回頭中、船長Aが潮流による圧流度合の判断を適切に行わなかったため、圧流されたものと考えられる。
原因	本事故は、尾道水道において、A船がB船をえい航して左回頭中、D船がC船に係留させて錨泊中、船長Aが潮流による圧流度合の判断を適切に行わなかったため、圧流されて、B船とD船とが衝突したことにより発生	

	したものと考えられる。
--	-------------